

(平成27年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から62年6月まで

申立期間について、母が、昭和55年1月頃から同年3月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、同年1月から61年8月までは母が、同年9月から62年6月までは元妻が納付してくれていた。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び昭和55年1月から61年8月までの国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、当該期間に係る申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であるほか、申立人の父親及び母親には国民年金に加入した形跡が無く、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたとの心証を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格取得日（平成2年2月26日）は、平成2年5月14日に入力処理され、同年2月及び同年3月の国民年金保険料は同年4月27日に収納されていることが確認できることから、申立人は同年4月頃にA市で加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられ、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間当時、申立人が住所を定めていたB市（現在は、C市）及びD市において、申立人の国民年金被保険者名簿が確認できないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間のうち昭和 61 年 9 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の元妻は、当該期間のうち自身が国民年金に加入すべき期間において、国民年金に加入し保険料を納付した形跡が無いほか、申立人の保険料を納付したと述べているものの、申立人の元妻から納付時期、納付場所及び納付した保険料額等についての具体的な説明は得られなかった。

加えて、申立人の母親及び元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに二人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2396 (事案 1975、2258 及び 2380 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から同年 10 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月から同年 10 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 6 月まで

前回、記録の訂正が認められなかった期間について申立てをしたが、年金記録確認第三者委員会から年金記録の訂正は不要との決定通知をもらった。

今回、新たな事情として、裁判官 4 人及び元 A 市長の氏名並びに B 年金事務所の職員の名字を挙げるので、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和 59 年 7 月から同年 10 月までの期間、61 年 4 月から平成元年 3 月までの期間、2 年 5 月及び同年 7 月から 3 年 3 月までの期間の申立てをしていたところ、昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの期間、2 年 5 月及び同年 7 月から 3 年 3 月までの期間については、国民年金保険料の納付があったものと認められた。一方、昭和 59 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 6 月までの期間については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成元年 8 月から同年 10 月までの間に払い出されたものと推認できることから、同年 8 月の時点で、昭和 59 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 6 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であること、ii) 59 年 7 月から同年 10 月までの期間については、申立人は、平成 2 年頃に社会保険事務所(当時)から送付された納付書により保険料を納付したと述べているが、国民年金の未加入期間である当該期間については、申立人に納付書が送付されないこと、iii) 申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形

跡は見当たらず、申立人が昭和 59 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 6 月までの期間の保険料を納付した事実を確認できる資料（家計簿、確定申告書等）も無いこと等の理由から、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとされた。これら当委員会の決定は、既に平成 23 年 4 月 15 日付けで通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間①について、当初の申立期間に加えて昭和 59 年 6 月も申立期間として再度申立てを行っていているが、新たに提供された情報は無く、申立期間②について、納付書により毎月、国民年金保険料を納付したと主張を変更しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 8 月から同年 10 月までの間に払い出されたものと推認できることから、申立人は申立期間②当時、国民年金に未加入であり、保険料を現年度納付していたとは考え難い。申立期間②のうち昭和 62 年 1 月頃から同年 3 月頃までは、C 市の B 信用金庫で保険料を納付したと主張しており、証人として同金庫の窓口職員の名字を挙げているものの、個人を特定できず証言を得ることはできないことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 7 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、再度申立てを行い、上記の再申立てにおいて名字のみ挙げた B 信用金庫の職員について、改めて氏名を挙げ新たな事情としているが、申立人が挙げた名字により個人を特定することができないことから、国民年金保険料の納付について証言を得ることはできない。これらは、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会のこれまで決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 26 年 11 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな事情として、D 地方裁判所の裁判官 3 人及び D 高等裁判所の裁判官一人の氏名を挙げ、平成*年頃に申立人が行った裁判において、申立期間に係る保険料の納付ぐらいは取り調べてあると思うとしているが、日本年金機構 E 事務センターから提出された「F 事件」（第一審）及び「G 控訴事件」（控訴審）に係る判決書により、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求める訴えは、当該 D 地方裁判所の裁判官 3 人が却下（第一審）、当該 D 高等裁判所の裁判官一人を含む同高等裁判所の裁判官 3 人が棄却（控訴審）の判決を行っていることが確認できることから、申立期間に係る保険料の納付については、審理していないものと認められる。

また、上記 4 人のほか、申立人は、証人として元 A 市長の氏名及び B 年金事

務所の職員の名字を挙げているが、同市長は、上記両判決書により、被告（第一審）又は被控訴人（控訴審）代表者市長として上記訴えについて争っていることが確認できる上、同年金事務所は、これまでの申立てにおいて、申立人の申立期間に係る保険料の納付の事実は確認できないとしていることから、これらは、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。